～　議題１　留萌圏域における少子化対策に係る取組について　～

１　圏域における少子化対策の現状と取組みについて

少子化対策に係る国の制度の変遷については、資料１（内閣府 HP 資料）のとおりであり、北海道においても、平成 16 年（2004）に全国に先駆けて少子化対策推進条例を制定しています。

【資料 1URL】：https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/pdf/torikumi.pdf

一方で、少子化の重要な指標となる合計特殊出生率について、北海道の数値は次のとおりで、直近の令和３年（2021 年）においては、全国ワースト３位となっています（参考：東京都 1.08 宮城県 1.15 北海道 1.20）。

【参考】

	合計特殊出生率（人）	出生数（人）	婚姻数（件）
平成 29 年（2017）	1.29〔1.43〕	34,040〔946,065〕	23,960〔606,866〕
平成 30 年（2018）	1.27〔1.42〕	32,642〔918,400〕	22,916〔586,481〕
令和 元年（2019）	1.24〔1.36〕	31,028〔865,239〕	23,417〔599,007〕
令和 ２年（2020）	1.21〔1.33〕	29,523〔840,835〕	20,904〔525,507〕
令和 ３年（2021）	1.20〔1.30〕	28,762〔811,622〕	19,326〔501,138〕

※出展：厚生労働省 人口動態統計 ※〔〕内は、全国数値

この点、令和３年（2021 年）において、合計特殊出生率が上昇した他の都府県へ、道においてヒアリングを実施した主な回答としては、「出生数の増加以上に都府県内の女性が減少している」といった内容が多く、都府県内の政策的な効果に対する評価は聞かれないというのが現状です。

各地方自治体においては、様々な少子化対策に係る施策を実施しているところですが、そもそも少子化の要因はどこにあるのか、また、施策の効果について、どのように図ればよいのか、対応に苦慮しているのが実態かと思います。

ついては、圏域市町村（及び関係者）内において、少子化の要因をどのようにとらえているか、また、その要因について、どのような政策的なアプローチを行っているか（行うべきと考えているか）、ご意見等をお聞かせください。

なお、要因及び重視している政策等については、分野を問わず、市町村等が最も重要と捉えているもので差し支えありません（総合的に支援するということであれば、当該事業の全体像の概略について、簡潔に教えてください）。

また、少子化の要因について、分析ができていないということであれば、分析ができないその要因について、ご意見をお聞かせください（北海道において、圏域別又は市町村別の少子化の要因分析等を行うなど、支援の検討にさせていただきます）。

２　圏域協働による少子化対策の取組みについて

過去に開催した協議会の御意見の中には、圏域内においても、都市部とその他地域において抱える問題が異なり、圏域内の関係者が協働して少子化対策を取り組むことが困難ではないかといった御意見をいただいています。

一方、令和５年４月１日付けで施行されるこども基本法第13条においては、こども施策の推進に関して、「医療、保健、福祉、教育、療養等に関する業務を行う関係機関」及び「地域においてこどもに関する支援を行う民間団体」との「有機的な連携の確保」に努めることを規定するほか（第２項）、当該連携の確保に資する「協議会」を組織できることが盛り込まれています（第３項）。

また、内閣府子ども子育て本部が所管する「地域少子化対策重点推進交付金」においても、北海道及び市町村が連携する協議会を設置し事業運営を行う場合は、補助率が引き上げられるメニューが存在するなど、広域的な事業展開・協議会（会議等）の運営については、メリットが大きいことは明らかです（交付金の概要については、議題２参照）。

ついては、圏域関係者が協働して事業を展開するための課題等について、圏域関係者が重視する少子化対策の施策等も踏まえながら、御意見をお聞かせください。

※　上記１及び２について、別途、通知を行いますので、期日（12月６日・火 を予定）までに、別紙様式にて提出をお願いします。